

福島県屋外広告物条例等が 改正されました

～屋外広告物の点検義務などが制度化されました。～

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下又は倒壊する事故が発生しており、看板などの屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっています。（国は、屋外広告物の安全性確保のため、平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正しています。）

このような状況を踏まえ、福島県では、屋外広告物の一層の安全性の確保・向上を図り、公衆に対する危害を未然に防止する目的から、令和2年12月に福島県屋外広告物条例及び同施行規則を一部改正し、屋外広告物の点検義務などを制度化しました。

※ この条例は中核市である福島市、郡山市及びいわき市、景観行政団体で独自条例を定めた会津若松市及び白河市を除く福島県内の全市町村の区域に適用されます。なお、福島市及び郡山市は令和3年3月に各々条例を改正し、屋外広告物の点検義務などを制度化しました。

【主な改正のポイント】

● 管理義務のある者の範囲の明確化（令和3年7月1日施行）

屋外広告物の所有者及び占有者にも管理義務があることを明確化するため、条例上、管理義務がある者の範囲に、これまでの表示者、設置者及び管理者に加え、所有者及び占有者を規定しました。

改正前	改正後
表示者・ 設置者・ 管理者	表示者・設置者・ 管理者・ 所有者・ 占有者

「所有者」……広告が表示される建築物や工作物等の物件を所有する者
（例：貸ビル等の所有者、貸看板の所有者など）

「占有者」……広告が表示される建築物や工作物等の支配権を有し、実際に使用収益している者
（例：貸ビル等に表示している広告主、貸看板の広告主など）

● 管理者設置の義務化（令和3年7月1日施行）※許可の要・不要を問わない

規則で定める広告物を除き、全ての広告物で管理者の設置を義務化しました。

・ 管理者設置義務が適用されない広告物

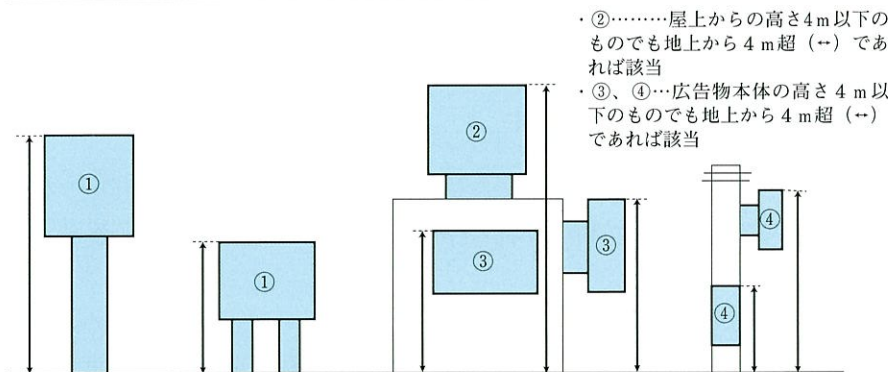
はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、気球利用広告物、自動車又は電車に表示する広告物、建物の外壁面に描画により表示する広告物、法令による広告、選挙運動用広告、公益施設寄贈者名広告、公共広告

● 管理者の資格要件（令和4年7月1日施行）

地上から広告物上端までの距離が4メートルを超える許可広告物については、一定の資格要件を有する者としなければなりません。

【「高さが4mを超える許可広告物」に係る「高さ」の考え方の例】

- ① 建植広告板（塔）：地上からの高さ
 - ② 屋上利用広告板（塔）：地上からの高さ
 - ③ 壁面利用広告板・突出広告板：地上からの高さ（支持部含む）
 - ④ 電柱巻きたて看板・そで看板：地上からの高さ（支持部含む）
- ※照明装置は高さに含まない。



管理者の資格要件

- 屋外広告士
- 1級建築士又は2級建築士
- 広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）
- 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習修了者

● 安全点検の義務化（令和3年7月1日施行）※許可の要・不要を問わない

規則で定める広告物を除き、全ての広告物で安全点検を義務化しました。

・安全点検義務が適用されない広告物

管理者設置義務が適用されない広告物と同じです。

● 点検者の資格要件（令和4年7月1日施行）

地上から広告物上端までの距離が4メートルを超える許可広告物については、一定の資格要件を有する者としなければなりません。

- ・点検者の資格要件は管理者の資格要件と同じです。

● 安全点検結果の報告義務（令和3年7月1日施行）

広告物の許可の期間の更新を申請しようとする者は、許可の期間の満了する日から起算して3月以内に安全点検を行い、屋外広告物許可更新申請書所定の欄に記載する、若しくは点検結果記録を作成して当該更新申請書に添付することにより安全点検結果を報告することが義務付けられます。

● 福島県屋外広告物安全管理指針 令和3年2月26日制定）

安全点検は、福島県屋外広告物安全管理指針に基づいて行ってください。